

第1回 令和9年度使用教科用図書安房採択地区協議会 議事録

- 1 日 時 令和8年6月4日（木曜日） 開会 午後2時55分
閉会 午後3時20分
- 2 場 所 館山市役所 本館2階会議室
- 3 委 員 16名（出席14名、欠席2名）
- 4 事務局 館山市教育委員会 教育総務課

【 記 録 】

開会前に、事務局の紹介、委員の自己紹介及び欠席者の紹介。

事務局 それでは、ただ今より、第1回令和9年度使用教科用図書安房採択地区協議会を開会します。始めに、安房地区教育委員会連絡協議会会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 私どもの安房地区教育委員会連絡協議会の目的の一つに教科書の採択というものがございまして、初めにご挨拶をさせていただきます。

本日は公私共にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、皆様方には日頃より安房地域の教育の充実、発展にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、教科用図書の採択ということですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、ある一定の地区内で、同一の教科用図書を選定し、採択することが定められております。

本日は安房管内4市町の各教育委員会、校長、教員代表及び保護者代表者の全16名で、この協議会を組織し、教科用図書採択のための協議を行うために、お集まりいただいております。

様々な教育的課題がある今日の状況ですが、子供達の「生きる力」を育成する上で、極めて重要な教材となるのが教科書と言えます。慎重なご審議をよろしく願います。以上で挨拶といたします。

- 事務局 この後の会の進行については、採択地区協議会会長が議長として会を進行するところですが、会長がまだ決まっておりません。そこで、仮議長として安房地区教育委員会連絡協議会会長に進行を依頼したいと思います
がよろしいでしょうか。
- 多数 異議なし。
- 事務局 ありがとうございます。
それでは、会長よろしく願いいたします。
- 会長 では、仮議長として進行いたします。着座にて進行させていただきます。
始めに、協議（１）令和９年度使用教科用図書安房採択地区協議会（仮称）の設立について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 設立にあたり、始めに教科書制度の説明をします。
それでは、１ページの資料１の「１．教科書とは」の（２）「教科書の種類と使用義務」をご覧ください。学校教育法第３４条の定めにより、全ての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要があります。ただし、特別支援学級においては、適切な教科書が無いなどの特別な場合には、教科書以外の一般図書を教科書として使用することが出来ます。
３ページの「２．教科書が使用されるまで」をご覧ください。教科書が使用されるまでには、（１）教科書発行者による著作・編集、（２）文部科学大臣による検定、（３）その学校を設置する教育委員会による採択、採択とは、検定を受けた例えば国語の教科書数種類の中から１種類に決めるということです。そして（４）発行及び使用という流れになっています。
４ページの表１の「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」をご覧ください。全体として、おおむね４年に一度採択を行い、採択された教科書を４年間使用するという事になっています。例えば、令和７年度を縦に見ますと、中学校の丸は令和６年度採択した教科書を令和７年度から使用するという事になります。
６ページ「教科書採択の方法」の「（２）採択の方法」をご覧ください。

採択の方法についてです。市町村立小中学校で使用する教科書採択の権限は、その学校を設置する教育委員会にあります。安房地区は、各市町が単独で採択はせず、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町から構成される共同採択地区となります。採択地区は県教育委員会が設定し、県内には15地区あります。共同採択地区では、採択地区協議会を設置し、協議の結果に基づいて種目ごとに1種類の教科書を採択することとされています。

以上のことから、安房地区として新たに採択する教科書について協議、選定することを目的として、安房採択地区協議会の設立についてご協議をお願いします。

会長 それでは、教科用図書安房採択地区協議会の設立について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

無いようですので、設立、名称共に承認いたします。仮称を消してください。

次に、（２）令和9年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、19ページからの資料3、規約をご覧ください。規約については、各市町教育委員会会議において、すでに承認されておりますので、概要のみ説明します。

第1章、第1条の目的ですが、今年度は令和9年度の使用に係る教科用図書を採択するための協議を行うために設置されます。関係通知は資料に載せてあります。後ほどご覧ください。

第2章、第4条（組織）と第5条（委員）ですが、各市町教育委員会より選任され、21ページの名簿の16名の皆様が委員となります。

第3章、第6条（会長及び会長の職務）ですが、会長は委員の互選により選出されます。この後、選出を行います。

第7条（協議会の会議及び教科用図書の選定方法）ですが、会議は委員の過半数の出席がなければ開会できません。また、会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによります。

第8条（協議会の事務）ですが、今年度新たに採択する特別支援学級で

使用する教科用図書についての協議、選定と、専門調査員会の設置に関する事務を行います。

第4章、第9条（専門調査員）では、教科用図書に関する専門的事項を調査研究します。専門調査員長は、調査員の互選により選出します。また、その調査結果について資料を作成し、本協議会に報告します。この後、午後4時より、本会場で第1回の専門調査員会議が開催されます。

第5章、第10条の事務局は、今年度は館山市教育委員会内となります。

第6章、第12条（情報の公開）では、協議会の会議については、静ひつな採択環境を確保するため、全面的に非公開とし、協議会の議事録及び第9条第6項に規定する資料については、教科用図書を採択した後、事務局において公表することとなっております。

以上が、規約の中心となる部分です。

会長 ただ今説明がありました、協議会規約について、何かご質問はございますでしょうか。

無いようですので、この規約に従って、以後、事務を進めていただきます。

続きまして、（3）役員の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料21ページの組織表をご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、各市町教育委員会会議において、承認されております。

さて、会長についてですが、規約第6条により、委員の互選により選出することとなっております。ご協議をお願いします。

会長 委員の互選ということですので、どなたかご推薦をお願いします。

C委員 お手数だと思いますが、安房地区教育委員会連絡協議会会長にお願いできればと思います。よろしくお願いします。

会長 ただ今、推薦がありましたが、他の皆様はいかがでしょう。

採択委員 異議なし。

会長 ないようでしたら、私の方で、教科用図書安房採択地区協議会の会長を、引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、職務代理者の指名について、事務局から説明をお願いします。

事務局 規約第6条第4項に会長があらかじめ指名するとありますので、よろしくをお願いいたします。

会長 それでは、規約に準じて行います。会長の指名ということですので、職務代理者は、A委員をお願いいたします。また、本会議は規約第7条により、議長は会長が行うということから、ここからは議長として、引き続き私の方で務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、規約に則り、半数以上の出席がありますので、本協議会は成立することを確認いたします。

書記、並びに議事録署名人ですが、書記を館山市教育委員会Sさん、議事録の署名人についてはJ委員、P委員にお願いすることとします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、協議を続けます。（4）令和9年度使用教科用図書選定手続きについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 22ページの資料5をご覧ください。

まず、今年度（令和8年度）に採択する教科用図書は、令和9年度に使用する特別支援学級における教科用図書、いわゆる附則9条本を新たに採択することとなっています。（1）採択に係る通知を抜粋して載せてあります。

次に、25ページ資料6、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」をご覧ください。教科書採択にあたっては、「公正確保の徹底」が求められています。そこで、各委員、専門調査員それぞれより「利害関係がない」という誓約書をいただいております。

続いて23ページ中ほど「2 教科書採択方法の改善について」の「（イ）静ひつな調査環境の確保」では、「教科書採択については、教科書発行者

に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」とあります。

このことから、採択期間である令和8年8月31日までは、採択事務について知り得た内容については守秘義務が課されます。本日の資料についてもお持ち帰りいただいても構いませんが、その際の取り扱いには十分ご留意いただきたいと思います。

一方、教科書採択に関する信頼を確保する視点として、各市町教育委員会の採択後、速やかに事務を進め、9月初めに、本協議会の議事録及び、専門調査員会における調査報告資料について、ホームページに公表します。公表には、事務局が対応します。

ここまでの説明の詳しい通知については、資料に載せております。ご覧いただければと思います。ここまででいかがでしょうか。

議長

資料の多い中で進めさせていただいて申し訳ありませんが、ただ今の手続きについて何かご質問等はございますでしょうか。（質問等なし）

では、続けさせていただきます。（5）専門調査員の委嘱について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

令和9年度使用教科用図書の選定については、20ページの規約、第9条の4項、「専門調査員は、関係市町教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する」こととなっております。

既に関係市町に推薦をいただいております、47ページの資料8が専門調査員一覧です。推薦をいただいた専門調査員は、適任であると判断し、委嘱したいと思います。この名簿のとおりでよろしいか、ご協議をお願いします。

議長

各市町教育委員会の推薦どおり、委嘱したいと考えておりますがいかがでしょうか。

採択委員

異議なし。

議長

ありがとうございます。では、推薦どおり委嘱したいと思います。

次に、（６）日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局

４８ページの資料９をご覧ください。本日が（２）の協議会にあたります。（１）協議会会議までの手続き、①②③については承認いただきましたので、この後に第１回会議となり、会長より委嘱状を交付していただきます。会長は参加していただきますが、他の委員様は、本会議で終了となります。

この後は、専門調査員が２から３回ほど会議を開き、資料作成を進めていきます。その間に、四角囲みにあるように教科書展示会も開かれます。ぜひ、７月１６日、２回目の協議会前に閲覧をしていただけたらと思います。

第２回協議会は７月１６日（木）午前１０時からの開催となります。場所は、館山市役所、こちらの会場となります。そこでの選定を経て、各市町教育委員会の承認を得て、正式に採択となります。以上です。

議長

ただ今の説明について、何かご質問等ありますでしょうか。

無いようですので、（７）その他について、事務局ありますか。

事務局

本採択地区協議会に関わる経費については、安房地区教育委員会連絡協議会で負担することになっております。

そこで、皆様方に旅費および領収書をお渡ししました。まだ領収書を提出されていない方は、この後ご提出をお願いできればと思います。

また、今回の採択に関わる一般図書を本会場の後方にご用意しているところですので、お時間ある方はご覧になっていただけたらと思います。

議長

では日程に戻ります。

大きな４ その他、についてですが、皆様の中から何かございますでしょうか。（その他なし）

一点確認なんですけど、小中学校の教科用図書の採択のさっきの周期の表がありましたよね。４ページ。これでいくと、令和９年度は特別支援学級用の採択一本なんですけど、来年に小学校が入るっていうことでしょうか。

事務局

そうです。

こちらの表の方を少し詳しく説明させていただきます。

資料の4ページになりますが、小学校でお話しさせていただきますと、こちらの表、左から右に見ていただきまして、令和8年度二重丸がしてあるかと思います。ここは検定ということになっておりまして、今年度、文部科学省による、いわゆる検定がされるということになります。次に、令和9年、小学校の採択の部分で三角印がございますが、この部分で小学校の教科用図書について採択、また併せて今年度行うような附則9条本、一般図書の採択も行われるということになっています。

議長

附則9条本は毎年あるということですか。

事務局

はい、おっしゃるとおりです。

議長

来年が小学校ということは、次の年が中学校ですか。

事務局

中学校です。

議長

了解しました。

その他、皆様の中から、何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、第1回令和9年度使用教科用図書安房採択地区協議会の一切を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。